

林道工事共通特記仕様書

関東森林管理局

目 次

第1章 総 則

第1節	通 則（第1条～第11条）	-----	1
	適用範囲	-----	1
	安全施設及び監視員等	-----	1
	安全表示板	-----	1
	支給材料及び貸与品	-----	1
	図面と現地の不一致等の処理	-----	2
	工事標示板の設置	-----	2
	建設機械の使用	-----	2
	特定建設資材の使用	-----	3
	主任技術者	-----	3
	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について	-----	3
	ダンプトラック等による過積載等の防止	-----	4

第2章 材 料

第1節	通 則（第12条～第13条）	-----	4
	工事材料の検査	-----	4
	レディーミクストコンクリート	-----	5

第3章 共 通 施 工

第1節	通 則（第14条～第16条）	-----	6
	転石破碎	-----	6
	機械掘削	-----	6
	盛土施工及び埋戻し	-----	6
第2節	各工種の施工の詳細（第17条～第21条）	-----	7
	コンクリートポンプ車打設工	-----	7
	コンクリートブロック積（張）工	-----	7
	特殊配合モルタル吹付工A、B	-----	7
	特殊配合モルタル吹付工C	-----	8
	植生基材吹付工	-----	9
第3節	吹付工の出来形管理（第22条）	-----	10
	出来形図	-----	10

第4節	吹付工の工事記録写真（第23条）	-----	10
	写真の撮影	-----	10
第5節	モーターグレーダによる路面整正（第24条～第25条）	-----	11
	路面整正	-----	11
	施工管理	-----	12

別添

（標準様式林特仕一1）	特記仕様書	-----	13
（標準様式林特仕一2）	支給材料調書	-----	15
（標準様式林特仕一3）	特記事項及び工種別特記仕様書	-----	16
（標準様式林特仕一4）	木材使用に関する特記事項	-----	17

第1章 総 則

第1節 通 則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、「林道工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)第101条第2項に定める仕様書として、標準仕様書による以外の共通的な一般事項及び特別工種(標準仕様書に定める以外の工種)について定めたものであり、これによりがたい事項及び個別事項は、別に定める「特記仕様書(標準様式林特仕-1)」により示すものとする。

(安全施設及び監視員等)

第2条 安全施設(落石防護工、その他防止施設等)は、現地の実態を把握し、主体工事に先立って適切な場所、時期に設けるものとする。

なお、落石等の危険のある場合は必要に応じて監視員を配置し、災害防止に努めなければならない。

2 避難場所及び避難足場については、作業中の災害に対応できる安全な場所に設けなければならない。また、緊急災害時に活用できるよう、適宜安全教育を行い作業員に周知徹底しなければならない。

(安全標示板)

第3条 標準仕様書第120条第5項に定める立入を禁止する表示は、次の規格、内容の標示板とし、作業場所の見やすい箇所に設置するものとする。

(1) 規格は、縦90cm、横180cmを標準とし、表面は白色、文字は黒ペンキの楷書で、特に強調する文字「立入禁止」等は、赤ペンキ書きとする。

(2) 標示の内容は、次の事項を具体的に記載するものとする。

- ア 当該作業に従事する者以外の立入の禁止
- イ 当該場所に立入る者の取るべき措置
- ウ 事故発生の措置
- エ 安全用具、設備等の備付け場所
- オ 作業主任者の氏名

(支給材料及び貸与品)

第4条 支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品目・数量・規格又は性能・支給場所又は引渡場所等は、別

に定める「支給材料調書（様式林特仕-2）」のとおりとする。

（図面と現地の不一致）

第5条 受注者は、施工前に設計図書と現地を照合確認し、不一致の場合及び設計仕様どおり施工することが不相当と認められる場合は、実測、変更設計案、写真等を監督職員に提出し、承諾を得てから施工するものとする。

（工事標示板の設置）

第6条 標準仕様書第120条第7項に定める工事標示板は次を標準とする。ただし、監督職員から別途指示のあった場合を除く。

- (1) 寸法は縦 90cm、横180cm程度の横型又は縦140cm、横110cm程度の縦型とする。
- (2) 木材を使用した標示板の設置に努めることとし、文字は黒色の楷書とする。
- (3) 標示内容は次のとおりとする。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
受 注 者	
現 場 代 理 人	
発 注 者	
監 督 職 員	

（建設機械の使用）

第7条 標準仕様書第103条に定める施工計画書の提出に当たり、当該工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領の制定について（平成11年4月1日付け林野計第134号林野庁長官通知）」に示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。（排出ガス対策型建設機械を使用できない場合であっても、**排出ガス対策型と認定を受けた**浄化装置を装着した建設機械については、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。）

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2 受注者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

3 対象機種は、ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した、次に掲げる一般工事用建設機械とする。

ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

- ・バックホウ
- ・トラクターショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット
（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを踏査しているもの：油圧ハンマー、パイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン

（特定建設資材の使用）

第8条 標準仕様書第125条に定める再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、請負金額500万円以上の工事であって、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材等）を使用する工事について当該計画書を作成のうえ監督職員に提出するものとする。

（主任技術者）

第9条 国有林野事業工事請負契約約款第10条1項に定める主任技術者の資格要件については、次のとおりとする。

- (1) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る）を受けた者。
- (2) 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち、技術部門の建設部門、林業部門（選択科目を「林業土木」とする者に限る。）又は農業部門（選択科目を「農業土木」とする者に限る。）に合格した者。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目の建設機械施工の一級もしくは二級、又は土木施工管理の一級もしくは二級に合格した者。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第10条 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた

場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- 3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(ダンプトラック等による過積載等の防止)

第 11 条 受注者は、ダンプトラック等を使用する場合、以下の事項を遵守し過積載等の防止に取り組まなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第 2 章 材 料

第1節 通 則

(工事材料の検査)

第 12 条 検査を受けて使用すべき工事材料（以下「指定材料」という。）は、別に定める特記仕様書のとおりとし、見本（JISマークの表示）又は資料（製造会社の試験成績表、検査証明書等）を提出して、監督職員の検査に合格したものでなければならない。

- 2 やむを得ない理由により指定材料の検査が出来なかった場合は、品質が適格であったこ

とを証する工事写真、見本、資料等を提出して監督職員の確認を受けなければならない。
 (レディーミクストコンクリート)

第 13 条 レディーミクストコンクリートの適用については、下表によるものとする。

レディーミクストコンクリートの種類及び品質規格				
構造物の種類	呼び強度	骨材の種類	設計基準強度	セメントの種類
コンクリートウォール（無筋） 橋台コンクリート（無筋）	18-8-40	普通	18 (N/mm ²)	BBを標準とする
コンクリートウォール（鉄筋） 橋台コンクリート（鉄筋）	21-8-25(40)	普通	21 "	"
コンクリートブロック積（張） （胴、裏、基礎）コンクリート	18-8-25	普通	18 "	"
非合成橋のスラブ （版桁、T桁）	24-8-25	普通	24 "	"
合成橋のスラブ	27-8-25	普通	27 "	"
PC桁中詰コンクリート	30-8-25	普通	30 "	"
路面コンクリート	21-8-25(40)	普通	21 "	"
横断溝基礎コンクリート	18-8-25	普通	18 "	"
集水枡、標識の基礎 及び側溝等のコンクリート	18-8-25(40)	普通	18 "	"
備 考	1 空気量は一般地域で4.0%、寒冷地の場合4.5%とする。 2 BB：高炉セメント 3 呼び強度欄の（）は骨材寸法が無筋構造物の場合は部材の1/4を超える場合、鉄筋構造物においては部材の最小寸法の1/5かつ、鉄筋の最小水平あきの3/4を超える場合とする。			

(注) 1 特注品として指定する場合は、別紙「特記仕様書（標準様式林特仕-3）」に明示する。

2 コンクリートポンプ車打設の場合はスランプ12cm以下とすることができる。

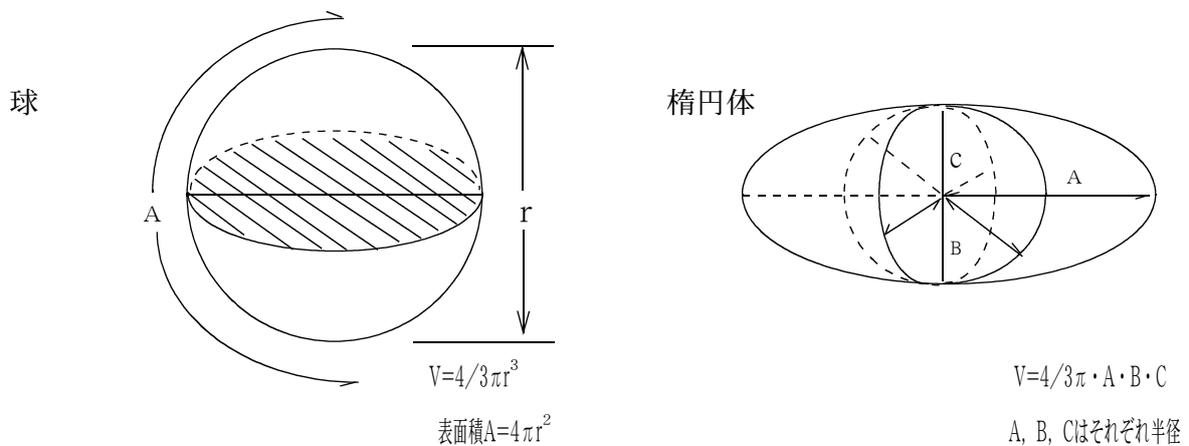
3 上記に該当しない構造物等がある場合は、監督職員の指示による。

第3章 共通施工

第1節 通則

(転石破碎)

第14条 破碎を要する転石は、1個ごとに寸法（三方向の径）を表示した記録写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。また、転石破碎の数量は、その形状により球又は楕円体公式を用いて求積するものとする。



(機械掘削)

第15条 コンクリート構造物で土砂及び岩盤部分の基礎面は人力による掘削面の整形を行わなければならない。また岩盤部分については、清掃を行わなければならない。

(盛土施工及び埋戻し)

第16条 盛土施工及び埋戻しは、機械により下記のとおり区分するものとする。なお、設計図書等により特に定めのない擁壁等の埋戻しについては、構造物天端まで埋戻すものとし、埋戻しの地表面傾斜角は10度～35度程度の勾配で地山になじむようにすりつけなければならない。

(1) 盛土施工

林道工事標準仕様書第309条に定めるもののほか、次の事項による。

ア 敷均し

使用機械 3t級ブルドーザ

仕上げ厚さ 0.2～0.3m (敷均し作業の仕上げの厚さ)

イ 締固め

使用機械 振動ローラ 搭乗式コンバインド型3～4t

(2) 埋戻し

林道工事標準仕様書第341条に定めるもののほか、次の事項による。

ア 埋戻C（最大埋戻幅1.0m以上4.0m未満、最小埋戻幅1.0m未満）

締固め機械 振動ローラ ハンドガイド式0.8～1.1t

タンパ 60～110kg

イ 埋戻D（最大埋戻幅1.0m未満、最小埋戻幅1.0m未満）

締固め機械 タンパ 60～110kg

ウ 遮水層

裏込め材の上部及び下部には、擁壁天端からの浸水防止のための天端遮水層と、擁壁背面に発生する水を有効に集排水するため導水遮水層を設けなければならない。

遮水層は、水密性の高い良質な土砂（粘性土等）を用いてタンパ60～110kgにより締め固めなければならない。

エ 仕上げ厚さ 0.3m（締め固めた状態の厚さ）

第2節 各工種の施工の詳細

（コンクリートポンプ車打設工）

第17条 コンクリートポンプ車打設は、特に次の点に留意しなければならない。

- (1) 1リフトの高さは、0.75m以上、2.0m以下を標準とする。
- (2) 沈降亀裂を防止するため1リフトの上層部の型枠内押さえ部材付近は、打設後1～2時間後、落ち着くのを待ってから軽く叩いてコンクリートに再振動を与えるものとする。
- (3) 配管の長さは、できるだけ短くなるように据え付けるものとする。
- (4) 初期の養生は、入念に行わなければならない。

（コンクリートブロック積（張）工）

第18条 コンクリートブロックの品質規格及び製造工場の品質管理状況についての資料は、監督職員の要求に応じて提出するものとする。

（特殊配合モルタル吹付工A、B）

第19条 特殊配合モルタル吹付工のA、Bの種別は設計図書によるものとする。

2 吹付工に使用する材料の品質規格については、標準仕様書第2章によるほか、設計図書によらなければならない。

- 3 特殊セメントは、防湿的な方法で貯蔵し、貯蔵中少しでも固まったものは吹付に用いてはならない。
- 4 変色した混合液を用いてはならない。
- 5 金網張りは、要所をアンカーピンで固定し継目を結束しながら、網目を縮めないよう張り下げるものとする。亀甲金網は、突き合わせ張りで重ねしろは0とし、結束間隔は10cmとする。また、菱形金網は、重ね張りで重ねしろは網目の2倍以上とし、結束間隔は30cm以内とする。
- 6 練り混ぜてから吹付終了までの時間は、温暖で乾燥している時で30分、低温で湿潤な時でも60分を超えてはならない。
- 7 吹付作業はノズルを法面に直角となるよう保持し、法面との間隔は、厚吹き（点状吹き、筋吹き）の時20cm程度、平均吹き、まぶし吹きの時60cm程度で吹付け、法面上部から順次下部に向かって法面全体を連鎖一体化するよう仕上げなければならない。
- 8 吹付量測定及びアンカーピン、金網の標準地は、次の割合で適切な箇所に設置し、測定するものとする。

(1) 吹付量測定用供試体

区分 施工面積	施工管理用	適用
500㎡程度	6個以上	ヤシマット供試体 (10cm×10cm)

(2) アンカーピン設置ならびに金網の張り方、継目及び結束間隔の標準地

区分 施工面積	施工管理用	適用
300㎡程度	1箇所以上	1箇所 2m×2m

(特殊配合モルタル吹付工C)

第 20 条 吹付工に使用する材料の品質規格については、標準仕様書第2章によるほか、設計図書によらなければならない。

- 2 金網張りを併用して施工する場合は、重ね合わせ張りで重ねしろは網目の2倍以上とし、移動しないよう要所をアンカーピンで固定し、張り下げるものとする。

- 3 練り混ぜてから吹付けの終了するまでの時間は、温暖で乾燥している時でも1時間、低温で湿潤な時でも2時間を超えてはならない。
- 4 吹付けは、水洗清掃後、法面がほぼ乾燥した時点で第1回吹付を行い、降雨時、強風時、乾燥の激しい時、気温の低いときは注意して吹き付けなければならない。
- 5 吹付の第1回目は、岩石の亀裂あるいは破碎された岩盤の隙間に充分ペーストを注入し、第2回目は、相互の岩石の隙間に充分吹付け、法面全体を一体化した強固なものに仕上げなければならない。
- 6 品質管理、施工管理は次によらなければならない。
 - (1) 吹付量は、各材料の使用量を確認し、設計吹付量以上でなければならない。
 - (2) 施工前にあらかじめ表示してある岩石の割れ目に沿ってさく孔し、吹付注入状態を確認するものとする。
 - (3) 吹付量を確認するため、吹付時に検測用ピン（釘）を次のような割合で適切な箇所に設置し測定するものとする。

区分 施工面積	施工管理用	適用
500m ² 程度	15個以上	7#~8# (100mm~150mm)

- (4) アンカーピン、金網の標準地は、次のような割合で適切な箇所に設置し測定するものとする。

区分 施工面積	施工管理用	適用
300m ² 程度	1箇所以上	1箇所 2m×2m

(植生基材吹付工)

- 第 21 条** 植生基材吹付工に使用する材料の品質規格については、標準仕様書第2章によるほか、設計図書によらなければならない。
- 2 金網張りは、原則として菱形金網の重ね合わせ張り（重ねしろ、網目の2倍以上、結束間隔30cm以内）とし、生育基盤材滑落防止、使用植物根系の絡みつきのためアンカーピンを適宜に使い分け、法面になじみよく布設しなければならない。

- 3 吹付けに使用する材料は、緑化に有害な不純物を含まないものを使用しなければならない。
- 4 法面が著しく乾燥している場合は、法面に散水して適度な湿潤状態にした後、吹付けなければならない。
- 5 吹付けにあたって吹付け圧力によって法面を荒らさないようノズルの角度、距離、吐出量等に注意し、均等にむらなく仕上げなければならない。
- 6 生育基盤材の吹付け回数は、2回吹付けを標準とし、現場条件を勘案して、所定の吹付厚を確保するよう吹付けなければならない。
- 7 品質管理、施工管理は次によらなければならない。
 - (1) 吹付量は、各資料の使用量を確認し、設計吹付量以上でなければならない。
 - (2) 吹付圧の確認、アンカーピン及び、金網の計測のため、標準地を次のような割合で適切な箇所に設置するものとする。

「吹付厚」

区分 施工面積	施工管理用	適用
500m ² 程度	3箇所以上	

「アンカーピンの設置並びに金網の張り型、継目及び結束間隔の標準地」

区分 施工面積	施工管理用	適用
300m ² 程度	1箇所以上	2m×2m(標準地)

第3節 各工種の施工の詳細

(出来形図)

第22条 出来形管理は次によるものとする。

- (1) 施工面積の出来形図（縮尺1/100～1/200程度）を作成し、提出するものとする。

この場合の法長は、測点間を結んだ線長とし、m以下1位止め（2位四捨五入）で計測しなければならない。

- (2) 出来形には、吹付量、接着強度、圧縮強度、圧縮強度用供試体の設置箇所、標準地（アンカーピン、金網張り）の選定箇所を記入するものとする。
- (3) 施工面積の計算は、法長平均法、三斜法又は三辺法（ヘロンの公式）のいずれかの方法によるものとし、ここの計算は、㎡単位以下1位止め（2位四捨五入）、集計においては単位止め（1位四捨五入）とする。また、周囲測量の測点を確認し、水平面積を求めて併記しなければならない。ただし、測点の確認が不可能となった場合は、斜面積と平均傾斜角から水平面積を求めることができる。

第4節 吹付工の工事記録写真

（写真の撮影）

第 23 条 工事記録写真は、林道工事施工管理基準の写真撮影基準によるほか、特に次の状況が確認できるように撮影するものとする。

- (1) 施工前及び施工後（同一位置からの撮影）
- (2) 法面清掃作業及び完了時
- (3) 金網張り作業及び完了時
- (4) 各材料の配合、練り混ぜ吹付作業完了時
- (5) 接着及び圧縮強度測定用供試体設置及び採取状況並びに測定状況
- (6) 使用材料の搬入、保管及び使用量の確認状況
- (7) 機械類の使用状況

第5節 モーターグレーダによる路面整正

（路面整正）

第 24 条 路面整正の施工基準の種別適用は、別に定める「特記仕様書（標準様式林特仕）」に示すものとする。

- 2 路面整正の仕上げは、路面の中央から横断勾配4%程度を、また曲線部では曲線線の線の内側が低くなるよう片勾配を付け、仕上げを原則とする。
- 3 整正により削りとった砂利類は、路盤の軟弱箇所及び凹部箇所に敷均すとともに、車両の通行により散乱しないように仕上げなければならない。
- 4 施工により車両の通行及び路体の保全上支障となるものは、適当な場所に処理しなければ

ばならない。

(1) 整正により路面に浮上した玉石等で車両の通行に支障となるもの。

(2) 崩土、草木類等路面、路盤に不適なもの。

5 施工により誤って側溝を埋めた場合は原状に回復するものとし、路肩部は路面横断の横断排水に支障とならないよう、必要に応じて溝切等を行うなど適切な処理を行わなければならない。

6 降雨・工説示に作業を行うことによって路面、路盤が軟弱化して安全上悪影響を及ぼすおそれのあるときは作業を行ってはならない。

(施工管理)

第 25 条 施工管理は「林道工事施工管理基準」によるほか、次の各項によるものとする。

(1) 工程管理

ア 工程表はバーチャート方式による。

イ 工事日報は着工から完成までの日々について、天候、出役人員、機械稼働、出来高数量等を記入する

(2) 写真管理

写真は0.5kmごとに、施工前、施工中、施工後の写真を撮影する。

平成 年度

工事名

特 記 仕 様 書

第1条 林道工事仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「林道工事標準仕様書」及び「林道工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、所定の様式により提出することができる

第3条 保険の付保及び事故の補償

- 1 **受注者**は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 **受注者**は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 **受注者**は、建設業退職金共済制度又は林業退職金制度に加入しその発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則1箇月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、受注者が中小企業退職金共済制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合には、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

第4条 個別事項等

本工事の個別事項等は次表（適用・削除の○印が適用）のとおりである。

様式林特仕-1-2

適用・削除の区分	調書等名称	備 考
	支給材料及び貸与品調書	別紙 様式林特仕-2
	特記事項	別紙 様式林特仕-3
	木材利用に関する特記事項	別紙 様式林特仕-4

様式林特仕-3

特記事項及び工種別特記仕様書

1 掘削工の出来形管理

掘削工の出来形管理において、誤謬等により規定値を超えた場合で、機能等に支障がないと判断される場合は、監督職員の指示により運搬する等適切な処理を行うこととする。

2 使用前に監督職員の検査を受けなければならない工事材料は、下記のとおりとする。

記

品 目	品質・規格	適用工種	備 考

木材使用に関する特記事項

工事の施工に係る木材は次によるものとする。

1 木材

- ① 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- ② 前記①木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。

2 工事看板等

工事標示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。

なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。